

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 儀典長、万博推進局理事、大阪港湾局理事、万博推進局儀典監、万博推進局総務部事業調整担当課長、万博推進局企画部迎賓調整担当課長、万博推進局機運釀成部地域連携担当課長及び万博推進局出展部出展調整担当課長の廃止について定めることにしました。
- 2 この規則は、令和8年1月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)